公益財団法人日本スポーツ協会 令和元年度理事会(決議省略)議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 議案 当協会の主たる事務所の移転について 当協会の主たる事務所を、次のとおり移転する。

移転先:東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

移転日:令和元年5月20日

- 2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 代表理事 会長 伊藤 雅俊
- 3. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和元年5月20日(月)
- 4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事 河内 由博

理事総数27 名監事総数3 名

令和元年 5 月 14 日 (火)、代表理事である会長 伊藤雅俊が理事の全員及び監事の 全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当 該提案につき、令和元年 5 月 20 日 (月)までに理事全員から書面による同意の意思表示と監事全員から書面による異議がない旨の意思表示を得た。

ついては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同 法第96条(当協会定款第37条)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案 (議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和元年5月20日

代表理事

理事